2027年度版

一般社団法人筑波大学医学同窓会 桐医会会員の皆様へ

団体保険制度のご案内

(医師賠償責任保険＋診療所賠償責任保険＋産業医等活動保険)



©東京海上日動

医師賠償責任保険

20%割引＊1

＊1　団体割引20%が適用されます。

保険期間　2027年 1月 1日　午後４時から
2028年 1月 1日　午後４時まで

加入締切日　2026年　11月 20日

お問い合わせはこちらまで

代理店

東京海上日動パートナーズ株式会社 新宿支店新宿支社

TEL：03-5333-1431　e-mail：dr-support@tnp2000.jp

受付時間　平日　午前9時～午後5時(年末･年始を除く)

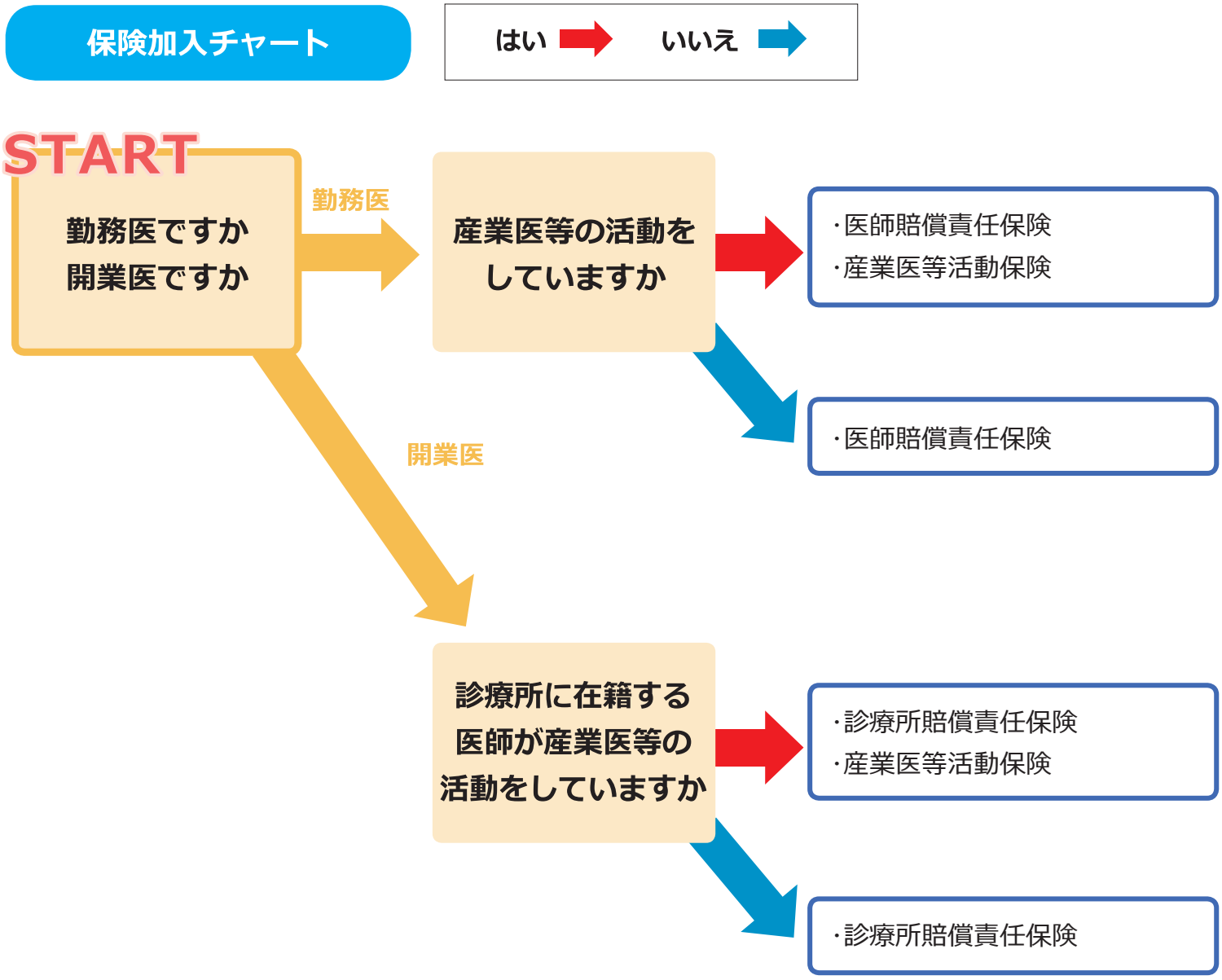
《事故時の連絡先》

代理店
東京海上日動パートナーズ株式会社
新宿支店新宿支社
TEL：03-5333-1431
(受付時間：平日午前9時～午後5時)

事故受付センター(東京海上日動安心110番)
TEL：0120-720-110
(受付時間：24時間365日)

【ご加入内容に関するお知らせ】　現在ご加入の方につきましては、加入締切日までにご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット･加入依頼書等に記載の保険料･補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。
なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

引受保険会社：　東京海上日動火災保険株式会社


保険加入チャート
はい
いいえ
START
勤務医ですか
開業医ですか
勤務医
産業医等の活動を
していますか
・医師賠償責任保険
・産業医等活動保険
・医師賠償責任保険
開業医
診療所に在籍する
医師が産業医等の
活動をしていますか
・診療所賠償責任保険
・産業医等活動保険
・診療所賠償責任保険

目　次

- ■　被保険者(補償を受けることができる方)について
- ■　補償ラインナップ(基本補償)

医療事故･産業医等活動に関する補償



医師賠償責任保険(医師特別約款)

診療所賠償責任保険(医師特別約款＋医療施設特別約款)

産業医等活動保険 <医師賠償責任保険オプション>
(賠償責任保険普通保険約款＋嘱託医業務特別約款)

- ■　医師賠償責任保険･診療所賠償責任保険･産業医等活動保険 補償の概要等
- ■　医師賠償責任保険･診療所賠償責任保険･産業医等活動保険 ご注意事項
- ■　お申込み方法

被保険者(補償を受けることができる方)について
医師賠償責任保険･診療所賠償責任保険･産業医等活動保険

1．ご加入者(この保険に加入のお申込みをいただける方)

筑波大学医学部同窓会(桐医会)の会員

2．保険の対象となる方(被保険者)について

医師賠償責任保険

筑波大学医学部同窓会(桐医会)の会員である勤務医師(ご加入者)

※加入依頼書等に記載の「被保険者」欄にお名前を記載された方をいいます。

ご注意

- 筑波大学医学部同窓会(桐医会)の会員以外の方は、この保険に加入することができません。
- 個人立の病院･診療所の開設者の方は、この保険に加入することができません。
- ご加入後、加入内容変更や脱退(開業した場合等)を行う際には、変更日･脱退日より前に代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- 発生した損害につき被保険者が他者に対し損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、引受保険会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、引受保険会社はそれら債権を代位取得し求償を行うことがあります。医師賠償責任保険においては被保険者の使用人その他業務の補助者に対する代位求償については、これらの者が賠償責任保険に加入している場合またはこれらの者の故意による事故である場合に限り、引受保険会社がこれらの方へ求償することがあります。

開業を予定されている先生方へのご注意

本保険は医療事故における勤務医師個人としての法律上の賠償責任を補償する保険契約です。勤務医師の方が開業される場合は契約内容の変更手続きが必要ですので事前に代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。
医療法人を設立し、法人立の病院･診療所を開設される場合、開業前に行った医療業務に起因する医師個人の賠償責任に備えるには、引き続き勤務医師向けの医師賠償責任保険への加入が必要です。詳しくは代理店へお問い合わせください。

診療所賠償責任保険

医師賠償責任保険	医療施設の開設者である法人･個人(ご加入者)
医療施設賠償責任保険	①医療施設の開設者である法人･個人(記名被保険者*1、ご加入者) ②記名被保険者*1の使用人その他業務の補助者

*1　加入依頼書等に記載の「被保険者」欄にお名前を記載された方をいいます。

ご注意

- 筑波大学医学部同窓会(桐医会)の会員以外の方は、この保険に加入することができません。
- 医師賠償責任保険において、勤務医師や看護職等の業務の補助者が行った医療業務に起因して発生した患者の身体･生命の障害について被保険者(医療施設の開設者)が負担する法律上の賠償責任はこの保険の対象となりますが、勤務医師や看護職等が個人名で賠償請求を受けた場合の個人責任部分は、この保険の対象となりません。診療所に勤務される専門職向けに各種賠償責任保険をご用意しておりますので、代理店までお問い合せください。
- 発生した損害につき被保険者が他者に対し損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、引受保険会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、引受保険会社はそれら債権を代位取得し求償を行うことがあります。医師賠償責任保険においては、勤務医師･看護師などの医療施設の従業員等の被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対する代位求償については、これらの者が賠償責任保険に加入している場合またはこれらの者の故意による事故である場合に限り、引受保険会社がこれらの方へ求償することがあります。
- 加入できる医療施設は、個人立の場合は開設者が「団体の会員」、法人立の場合は開設者が「団体の会員が理事長となっている医療法人」の場合に限られます。
- ご加入後に医療事業の経営主体を変更される(個人→法人(医療法人)、法人→個人)場合には被保険者の変更手続きが必要になりますので、必ず事前に代理店または引受保険会社までご連絡ください。

産業医等活動保険

勤務医師：筑波大学医学部同窓会(桐医会)の会員である勤務医師(ご加入者)
開業医師：医療施設の開設者である法人･個人(ご加入者)

※加入依頼書等に記載の「被保険者」欄にお名前を記載された方をいいます。

勤務医師包括担保特約(嘱託医業務特別約款用)付帯契約：
加入依頼書等に記載の医療施設の開設者の使用人その他開設者の業務の補助者である医師のうち、名簿に記載された方
※名簿を常に備え付けいただく必要があります(加入時にご提出いただく必要はありません。)。

ご注意

- 筑波大学医学部同窓会(桐医会)の会員以外の方は、この保険に加入することができません。
- ご加入後、加入内容変更や脱退(開業した場合等)を行う際には、変更日･脱退日より前に代理店または引受保険会社までご連絡ください。

開業を予定されている先生方へのご注意

勤務医師の方が開業される場合は契約内容の変更手続きが必要ですので事前に代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。

補償ラインナップ(基本補償)

医師賠償責任保険(医師特別約款)

被保険者(ご加入の先生)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務に起因する患者の身体・生命の障害が、保険期間中に発見*1され、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

*1 被保険者が事故*2を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。
*2 医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。

例えば…



診断を誤ったため、
患者の症状が悪化した。



手術ミスにより、
患者が重篤な
後遺症を負った。

医師賠償責任保険のPOINT

■ **医療業務中の事故を補償します。**
医療業務によって患者の身体に障害(死亡を含みます。)を与えてしまった場合に補償します。

■ **出張診療中も対象！**
出張診療中に起こした医療事故も対象となります。

■ **指揮・監督責任を問われた場合も補償！**
直接指揮監督下にある看護師等が行った医療業務による事故で、その指揮・監督責任を問われた場合も補償します。

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

ご注意ください！
病院と勤務医師(研修医を含む)が連名で訴えられた場合、勤務医師個人の責任が問われる部分については病院が加入する一般的な保険では補償されません！
勤務医師個人での勤務医師向けの保険加入が必要です。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

支払限度額･保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%

		SSタイプ	Sタイプ	Aタイプ
支払限度額	1事故	3億円	2億円	1億円
	保険期間中	9億円	6億円	3億円
保険料(一時払)		43,850円	40,660円	35,210円

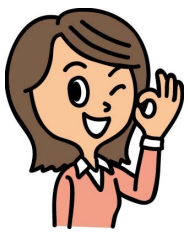
※免責金額(自己負担額)は0円です。
※日本医師会Ａ①･②会員の先生は、既に日本医師会医師賠償責任保険にご加入されていますので、ご加入いただけません。
※個人立の病院･診療所の開設者の方は、この保険に加入することができません。

＜中途加入の場合＞

ご加入希望月の前月20日までに、加入申込書の郵送と同時に下記保険料をお振込みください。

	申込締切日	中途加入日	SSタイプ	Sタイプ	Aタイプ
中途加入ごとの申込締切日と保険料 補償期間： 中途加入日から 2028年1月1日 午後4時まで	1/20	2/1	40,200円	37,270円	32,280円
	2/20	3/1	36,540円	33,880円	29,340円
	3/20	4/1	32,890円	30,500円	26,410円
	4/20	5/1	29,230円	27,110円	23,470円
	5/20	6/1	25,580円	23,720円	20,540円
	6/20	7/1	21,930円	20,330円	17,610円
	7/20	8/1	18,270円	16,940円	14,670円
	8/20	9/1	14,620円	13,550円	11,740円
	9/20	10/1	10,960円	10,170円	8,800円
	10/20	11/1	7,310円	6,780円	5,870円
	11/20	12/1	3,650円	3,390円	2,930円

高額化する損害賠償金に合わせて、**2億円以上の補償**をお勧めします。
専門性の高い事故対応体制が**整って**います！



事故例

事例１

心臓カテーテル検査後に感染性心内膜炎及び脳動脈瘤破裂が生じて重度の後遺障害が残存した事案について、担当医師の感染性心内膜炎の検査･診断･治療義務違反の過失を認め、1億4983万円が認容された。

出典：判例タイムズNO.1160 185頁

事例２

イレウス手術のための麻酔によって患者が心停止を来し、大脳皮質障害を原因とする植物状態に陥った事案で、術前の検査･診察を怠り、患者の状態に応じた麻酔方法を取らなかった過失があるとされ、1億1302万円が認容された。

出典：判例タイムズNO.1206 240頁

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

診療所賠償責任保険(医師賠償責任保険＋医療施設賠償責任保険)

医師賠償責任保険(医師特別約款)

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務に起因する患者の身体･生命の障害が、保険期間中に発見*1され、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

*1 被保険者が事故*2を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。
*2 医療業務の遂行に起因する患者の身体･生命の障害をいいます。

例えば…



診断を誤ったため、
患者の症状が悪化した。



手術ミスにより、
患者が重篤な
後遺症を負った。

高額化する損害賠償金に合わせて、**2億円以上の補償**をお勧めします。
専門性の高い事故対応体制が**整って**います！



事 故 例

事例 1

心臓カテーテル検査後に感染性心内膜炎及び脳動脈瘤破裂が生じて重度の後遺障害が残存した事案について、担当医師の感染性心内膜炎の検査･診断･治療義務違反の過失を認め、1億4983万円が認容された。

出典：判例タイムズNO.1160　185頁

事例 2

イレウス手術のための麻酔によって患者が心停止を来し、大脳皮質障害を原因とする植物状態に陥った事案で、術前の検査･診察を怠り、患者の状態に応じた麻酔方法を取らなかった過失があるとされ、1億1302万円が認容された。

出典：判例タイムズNO.1206　240頁

医療施設賠償責任保険(医療施設特別約款)

＜対人･対物事故＞

記名被保険者が所有、使用または管理する医療施設(設備を含みます。)や、医療施設の用法に伴う仕事の遂行またはその結果、または記名被保険者が提供･販売し占有を離れている食品や商品等の財物(以下「生産物」といいます。)に起因して、保険期間中に日本国内において発生した事故*1 (医療業務の遂行に起因する患者の対人事故を除きます。)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

*1 他人の身体･生命を害したこと(対人事故)および他人の財物を損壊したこと(対物事故)をいいます。

例えば…



院内の食堂で提供した
食事により、
見舞客が食中毒になった。



シャッターが落下して、
見舞客がケガをした。

＜人格権侵害＞*2

記名被保険者が所有、使用または管理する医療施設(設備を含みます。)や、医療施設の用法に伴う仕事の遂行またはその結果、または生産物に関して、これらいずれかに伴い保険期間中に日本国内で行われた不当行為(不当な身体の拘束または口頭･文書･図画等による表示)によって発生した人格権侵害(医療行為に起因する人格権侵害を除きます。)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

*2 他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。

例えば…



入口周辺にいた見舞客を
不審人物と勘違いし、
公衆の面前で取り押さえた。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

お支払いする保険金

法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
損害防止軽減費用	事故または人格権侵害(医療施設賠償責任保険のみ)が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故または人格権侵害に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
緊急措置費用	事故または人格権侵害(医療施設賠償責任保険のみ)が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法

・法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします(支払限度額が適用されます。)。
・法律上の損害賠償金以外の上記費用については、原則としてその全額がお支払いの対象となります (支払限度額は適用されません。)。
ただし、争訟費用については、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減して保険金をお支払いします。

支払限度額・保険料表

保険期間： 1 年間、団体割引：20%

加入タイプ				Sタイプ	Aタイプ
支払限度額	医師賠償責任保険	対人	1事故	2億円	1 億円
			保険期間中	6億円	3 億円
	医療施設賠償責任保険	対人	1名	1 億円	1億円
			1事故	10億円	10億円
		対物	1事故	1,000万円	1,000万円
1 施設あたり 一時払保険料				80,430円	62,190円

＜中途加入の場合＞

ご加入希望月の前月20日までに、加入申込書の郵送と同時に下記保険料をお振込みください。

	申込締切日	中途加入日	Sタイプ	Aタイプ
中途加入ごとの申込締切日と保険料 補償期間：中途加入日から2028年1月1日午後4時まで	1/20	2/1	73,730円	57,010円
	2/20	3/1	67,040円	51,840円
	3/20	4/1	60,320円	46,640円
	4/20	5/1	53,620円	41,460円
	5/20	6/1	46,920円	36,280円
	6/20	7/1	40,230円	31,110円
	7/20	8/1	33,510円	25,910円
	8/20	9/1	26,810円	20,730円
	9/20	10/1	20,110円	15,550円
	10/20	11/1	13,420円	10,380円
	11/20	12/1	6,700円	5,180円

※上記は無床診療所の場合の保険料です。有床診療所の場合は、個別にご案内しますので別途お問い合わせください。
※免責金額(自己負担額)は0円です。
※医療施設賠償責任保険の人格権侵害事故の支払限度額・免責金額は、いずれのタイプにおいても次の通りです。
支払限度額は被害者 1 名につき1,000万円、1事故につき1億円、保険期間中につき1億円、免責金額は0円。
※日本医師会A①・②会員である個人立診療所開設者の方は、既に日本医師会医師賠償責任保険にご加入されていますので、ご加入いただけません。また、日本医師会A①会員が管理者または理事となっている医療法人が開設する法人立診療所で、日本医師会医師賠償責任保険特約保険に加入されている場合は、ご加入いただけません。日本医師会医師賠償責任保険特約保険の詳細につきましては、各都道府県医師会までお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

産業医等活動保険 <医師賠償責任保険オプション> (賠償責任保険普通保険約款＋嘱託医業務特別約款)

被保険者の日本国内における産業医･学校医等の嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、保険期間中に損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。医師賠償責任保険では補償されない産業医等の活動のリスクに備えられます。

例えば･･･　以前から狭心症がある従業員Aに対して、建設現場での高所作業を行って良いかの判断を求められ「就業不可」と回答した。後日、従業員Aが「高所作業ができないこと」を理由に勤務先の企業から解雇された。従業員Aより、自身が解雇され不利益を被ったのは産業医の回答によるものであるとして、産業医個人が賠償請求を受けた。

お支払いする保険金

法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停･示談なども含みます。)
損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全･行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生･拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法

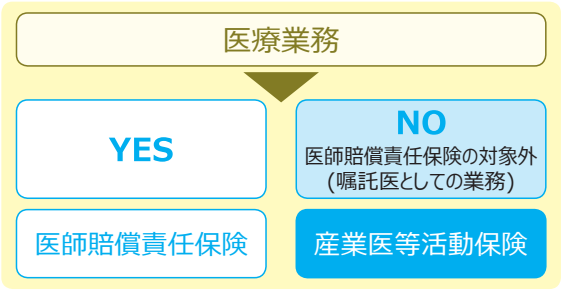
･法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

･法律上の損害賠償金以外の上記の費用については、原則としてその全額がお支払いの対象となります (支払限度額は適用されません。)。
ただし、争訟費用については、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減して保険金をお支払いします。

対象となる活動

日本国内における所定の法令によって定められた次の嘱託医としての業務

■産業医(事業場の規模にかかわらず、同様の業務を行う者を含みます。)
■健康管理医
■学校医
■保育所等の嘱託医



保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

支払限度額･保険料表

保険期間：１年間

勤務医師		パターン①
補償の対象		勤務医師個人
支払限度額	1請求	1億円
	保険期間中	3億円
保険料(一時払) 1名あたり		5,000円

開業医師		パターン②	パターン③	
補償の対象		診療所の開設者	診療所の開設者	勤務医師包括*1
支払限度額	1請求	1億円	1億円	1億円
	保険期間中	3億円	3億円	3億円
保険料(一時払) 1施設あたり		5,000円	10,000円	

※免責金額(自己負担額)は0円です。
※日本医師会A会員の先生はご加入いただけません。代理店までお問い合わせください。
*1 支払限度額は被保険者ごとに個別に適用します。

＜中途加入の場合＞

ご加入希望月の前月20日までに、加入申込書の郵送と同時に下記保険料をお振込みください。

	申込締切日	中途加入日	パターン①	パターン②	パターン③
中途加入ごとの申込締切日と保険料 補償期間： 中途加入日から 2028年1月1日 午後4時まで	1/20	2/1	4,580円	4,580円	9,170円
	2/20	3/1	4,170円	4,170円	8,330円
	3/20	4/1	3,750円	3,750円	7,500円
	4/20	5/1	3,330円	3,330円	6,670円
	5/20	6/1	2,920円	2,920円	5,830円
	6/20	7/1	2,500円	2,500円	5,000円
	7/20	8/1	2,080円	2,080円	4,170円
	8/20	9/1	1,670円	1,670円	3,330円
	9/20	10/1	1,250円	1,250円	2,500円
	10/20	11/1	830円	830円	1,670円
	11/20	12/1	420円	420円	830円

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

■医師賠償責任保険･診療所賠償責任保険･産業医等活動保険　補償の概要等

保険期間：１年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「支払限度額・保険料表」等をご確認ください。

医師賠償責任保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
医師賠償責任保険（医師特別約款）	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因して発生した患者の身体･生命の障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いするのは、患者の身体･生命の障害が保険期間中に発見＊１された場合に限ります。 ＊1 被保険者が患者の身体･生命の障害を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。	１.この保険では、被保険者が負担する次の損害賠償金や諸費用に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停･示談なども含みます。） ③損害防止軽減費用 事故*1が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全･行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生･拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 ④緊急措置費用 事故*1が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 *1 医療業務の遂行に起因する患者の身体･生命の障害をいいます。 ２.保険金のお支払い方法は次のとおりです。 上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。 ･保険契約者または被保険者の故意 ･地震、噴火、洪水、津波または高潮 ･戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ･被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任 ･被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ･被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ･被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ･排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任 ･被保険者が業務を行う施設もしくは設備、航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ･名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ･美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 ･医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ･所定の免許を有しない者(所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。)が遂行した医療行為に起因する賠償責任 ･日本国外で行われた医療業務に起因する賠償責任 等

医療施設賠償責任保険

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「支払限度額・保険料表」等をご確認ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
医療施設賠償責任保険（医療施設特別約款）	＜対人・対物事故＞ 次のいずれかの事由に起因して保険期間中に日本国内において発生した事故*1(医療業務の遂行に起因する他人の対人事故を除きます。)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ①記名被保険者が所有、使用または管理する医療施設(設備を含みます。) ②医療施設の用法に伴う仕事の遂行またはその結果 ③記名被保険者が提供・販売し占有を離れている食品や商品等の財物(以下、「生産物」といいます。) ＜人格権侵害＞*2 上記の①から③までのいずれかの事由に関して、日本国内で保険期間中に行われた不当行為(不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示)によって発生した人格権侵害(医療行為に起因する人格権侵害を除きます。)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。 *1 他人*3の身体・生命を害したこと(対人事故)および他人の財物を損壊したこと(対物事故)をいいます。 *2 他人*3の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。 *3 被保険者相互間における他の被保険者は「他人」とみなしません。ただし、記名被保険者が、記名被保険者以外の被保険者に対して法律上の賠償責任を負担する場合は、その被保険者を「他人」とみなします。	1.この保険では、被保険者が負担する次の損害賠償金や諸費用に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等 (訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。) ③損害防止軽減費用 事故または人格権侵害が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故または人格権侵害に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 ④緊急措置費用 事故または人格権侵害が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 2.保険金のお支払方法は次のとおりです。 上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。 ＜対人事故・対物事故、人格権侵害共通＞ ・保険契約者または被保険者の故意*1 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ・被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任*1 ・次の賠償責任(昇降機に積載した他人の財物には適用しません。) ①記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ②記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物(①に規定する財物を除きます。)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任 *1 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ・排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任 ・被保険者による医療業務の遂行に起因して、その医療行為の対象となる者が被った身体の障害 ・建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み ・医療施設の修理、改造または取壊し等の工事 ・次に掲げるものの所有、使用または管理 ①自動車、原動機付自転車または航空機 ②医療施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)または動物 ・昇降機の所有、使用または管理についての被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果 ・次の財物の損壊または使用不能(財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。) ①生産物 ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。) 等 ＜人格権侵害＞ ・医療行為 ・最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為 ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為*1 ・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)*1 ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為 ・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動 等 *1 適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

産業医等活動保険

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「支払限度額・保険料表」等をご確認ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
産業医等活動保険（嘱託医業務特別約款）＋勤務医師担保特約条項	被保険者の日本国内における産業医・学校医等の嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、保険期間中に損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。*1 **＜勤務医師包括担保特約条項(嘱託医特別約款用)付帯の場合＞** ＊１被保険者が既に対象施設の開設者の使用人または業務の補助者でない場合を含みます。ただし、その被保険者が名簿に記載されている場合に限ります。	１.この保険では、被保険者が負担する次の損害賠償金や諸費用に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用や訴訟費用等 (訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。) ③損害防止軽減費用 事故*1が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 ④緊急措置費用 事故*1が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 *1 嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故をいいます。 ２.保険金のお支払い方法は次のとおりです。 上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。 ・保険契約者または被保険者の故意 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ・被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ・排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任 ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が保険契約締結時に事故の発生を知っていた場合(知っていたと合理的に推定される場合も含みます。)は、その事故 ・医療行為 ・自動車、原動機付自転車、航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ・故意または重過失による履行不能または履行遅滞 ・産業医等の嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、産業医等の嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または産業医等の嘱託医としての業務に関する対価の返還 ・嘱託を受けていない間または嘱託が終了した後に被保険者が行った行為 ・被保険者の支払不能または破産 ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた口頭または文書もしくは図画等による表示 ・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動 ・被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する賠償責任 ・被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為(過失犯を除きます。)またはその行為が法令に反することもしくは他人に損害を与えるべきことを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為(不作為を含みます。)に起因する賠償責任 ・特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する賠償責任 ・業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 **＜勤務医師担保特約条項、勤務医師包括担保特約条項(嘱託医特別約款用)いずれも付帯がない場合＞** ・他人の身体の障害または財物の損壊、紛失、盗取または詐取に起因する賠償責任 **＜勤務医師担保特約条項または勤務医師包括担保特約条項(嘱託医特別約款用)付帯の場合＞** ・他人の財物の紛失、盗取または詐取に起因する賠償責任　等

医師賠償責任保険･医療施設賠償責任保険･産業医等活動保険　ご注意事項

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時･場所、事故発見の日時、被害者の住所･氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(３年)がありますのでご注意ください。

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、引受保険会社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第１項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第２項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入の際のご注意

●告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※代理店には、告知受領権があります。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故･事由について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●通知義務

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

医師賠償責任保険･医療施設賠償責任保険･産業医等活動保険　ご注意事項

●保険料の決定の仕組み

保険料は加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

●保険料の払込方法

払込方法・払込回数についてはパンフレット等をご確認ください。

●保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等
※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することがありますのでご注意ください。
＊1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

●加入者証

ご加入後、１か月経過しても加入者証が届かない場合は、代理店、または引受保険会社にお問い合わせください。加入者証が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

●代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人＊1)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
＊1　外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

●ご加入の取消し･無効･重大事由による解除について

ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
･ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
･ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
･この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合　　等

※このパンフレットは**医師賠償責任保険･医療施設賠償責任保険･産業医等活動保険**の概要をご紹介したものです。詳細は、引受保険会社から契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。なお、保険金のお支払条件･ご加入手続き、その他ご不明な点がありましたら代理店または引受保険会社にご照会ください。

一般社団法人　日本損害保険協会　そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険㈱は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険㈱との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

03-4332-5241(全国共通)

受付時間：午前９時１５分～午後５時
(土日祝･年末･年始を除きます。)

お申込み方法

「ご注意事項」を必ずご確認ください。

加入締切日		２０２６年１１月２０日
保険料の払込方法		ご加入初年度のみ保険料をお振込みください。
新規ご加入の方		簡単な３つのステップです **(1)申込書の記入** 申込書左ページ：赤枠内を記入します。(住所をよく変更される場合はご実家が便利) 医師賠償責任保険のタイプを決めます。 申込書右ページ：上段青枠内に、氏名･住所を記入します。口座情報を全て記入し、登録印を1-2ページに押印ください。 **(2)保険料の振込** 同封の郵便局「払込取扱票(ATM可)」にて、加入該当月の初年度保険料を振込みます。 振込みは加入前月２０日までに行ってください。 **(3)申込書の郵送** 保険料振込みと同時に、申込書(口座登録書)を返信用封筒で郵送します。(３枚目は控) 約１か月後、「加入者証」が届きますので、１年間大切に保存ください。
現在ご加入の方	**変更を希望される方**	上記「新規ご加入の方」に記載のお手続きと同様にお手続きください。 更新を希望されない方も同様にお手続きください。
	前年同等プランで更新される方	今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き(「お手続きサイト」でのお手続きや加入依頼書のご提出等)は不要です(**自動更新になります。**)。*1
随時加入OK！ **上記募集期間終了後の取扱い**		新規加入･加入内容変更の受付を随時させていただきます。 詳しくは下記までお問い合わせください。

現在ご加入の方への大切なお知らせ

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容･保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

■この保険は、桐医会を契約者とし、団体の構成員等を被保険者(補償を受けることができる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として桐医会が有します。

＊１ <ご注意>　現在ご加入の方につきましては、上記の加入締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容･保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《お問い合わせ先》

代理店

東京海上日動パートナーズ株式会社 新宿支店新宿支社
住所：〒151-8560 東京都渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル8階
TEL：03-5333-1431　(受付時間：平日午前9時～午後5時)
e-mail：dr-support@tnp2000.jp

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社　東京新都心支店 開拓第一チーム
住所：〒150-8560 渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル 5F
TEL：03-3375-8595　(受付時間：平日午前9時～午後5時)

《事故時の連絡先》

代理店

東京海上日動パートナーズ株式会社
新宿支店新宿支社
TEL：03-5333-1431
(受付時間：平日午前9時～午後5時)

事故受付センター(東京海上日動安心110番)
TEL：0120-720-110
(受付時間：24時間365日)

<2027年1月1日以降始期契約用>

26TX-003056 2026年10月